

令和5（2023）年7月10日

報酬に関する調査報告書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

報酬に関する調査チーム

常任理事 吉弘 裕輔

利用促進法対応委員会

委員長 橋本 健司

委員 小地原良樹

委員 野田 隆誠

前委員 南村 幸児

1. 調査の目的

成年後見制度の利用を促進する上で、その妨げといわれている原因の一つとして、専門職等後見人の報酬決定基準の不透明性が指摘されている。

今般、当法人は、会員の受領する報酬額を全国規模（各都道府県及び北海道4か所の計50支部）で調査することにより、専門職等後見人の報酬額について、その支部ごとに統計を取り、地域性もある統計データを提示し、後見制度利用者が報酬額を予測しやすい資料としていただくこと、また、報酬額の支払いが困難なことが成年後見制度の利用の妨げとなっている事例も見受けられることから、成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるための成年後見制度の利用の促進に資する政策の提言等のための分析を行うことを目的として、本件調査を行った。

2. データの抽出方法

当法人は会員から、受領報酬額（以下「報酬額」という。）に対して一定の比率を乗じた金額を定率会費として受領している。会員は報酬受領後当法人に報酬の報告を行い、定率会費を納付する。この会費納付のための会計情報には、下記情報が含まれている。なお、本統計に用いたのはあくまで会員が受領した報酬額であり、審判により付与された金額とは異なることがある（本人の財産が付与された報酬額に足りない場合など、審判により付された金額よりも受領額が少ない場合がある。）。また、報酬受領があった案件が対象であるため、受領のない案件は含まれていない。

- ・報酬付与対象期間の始期・終期（年月日）
- ・報酬額（税込）
- ・当該事件の類型（後見、保佐、補助、及びこれらそれぞれの監督事件）

今回の調査対象として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに会員から報告のあった定率会費納付のための報酬報告の情報 53,369 件のうち、報酬付与についての期間が1年間である、つまり365日間または366日間であるものを抽出し分析した。なお、会員が報酬報告をするのは報酬受領後であり、審判後ただちになされない場合もある。調査においてもうるう年である令和4年の2月29日が期間に入る報酬が存するため、366日が含まれている。また、調査は成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)と、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人(以下「監督人」という。)に分けてそれぞれ行った。付与期間を1年間としたのは、令和4年9月に行われた最高裁判所による報酬調査と合致する期間とすること、他の期間を含めると、長いものは数年単位、短いものは数日単位と期間がばらばらであり、一定期間における報酬額の分析がしにくいことによる。

3. 後見人等についての報酬額の分析編

(1) 後見人等における報酬額の平均

条件に適合する 33,625 件の報酬報告のデータについて、全国平均(単純平均)は 343,501 円(小数点未満四捨五入、以下同様。)である。

上下 2.5% (合計 5%) の刈込平均をとった結果は 333,238 円である。最高裁判所による調査による報酬平均額 334,737 円と近い結果となった。(成年後見制度利用促進専門家会議 第 3 回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ『報酬実情調査の集計結果資料』(以下「最高裁資料」という。) P8 より引用)

表 1 後見人等報酬額の平均

総件数
33,625 件
単純平均 (単位:円)
343,501 円
上下 2.5%刈込平均
333,238 円

(2) 後見人等の報酬額の最頻値等

報酬額の最頻値は 264,000 円である。件数は 4,971 件、全体に占める割合は 14.78%である。この金額は、月額 20,000 円に消費税を加えた額に該当する。(上 5 位まで表 2。)

また、報酬額が最頻値 264,000 円以下となる件数は 16,668 件、これらの全体に占める割合は 49.57%であり、全体の約半数が 264,000 円以下の報酬額である。

報酬額の中央値は 267,000 円である。最低額から中央値までで全体の 50.01%である。

成年後見制度利用支援事業において、施設入所者の扶助の基準額とされる月額 18,000 円に相当する年額 216,000 円は 391 件、これに消費税 10%を加えた金額である 237,600 円は 377 件、合計 768 件で 15.45%を占めた。

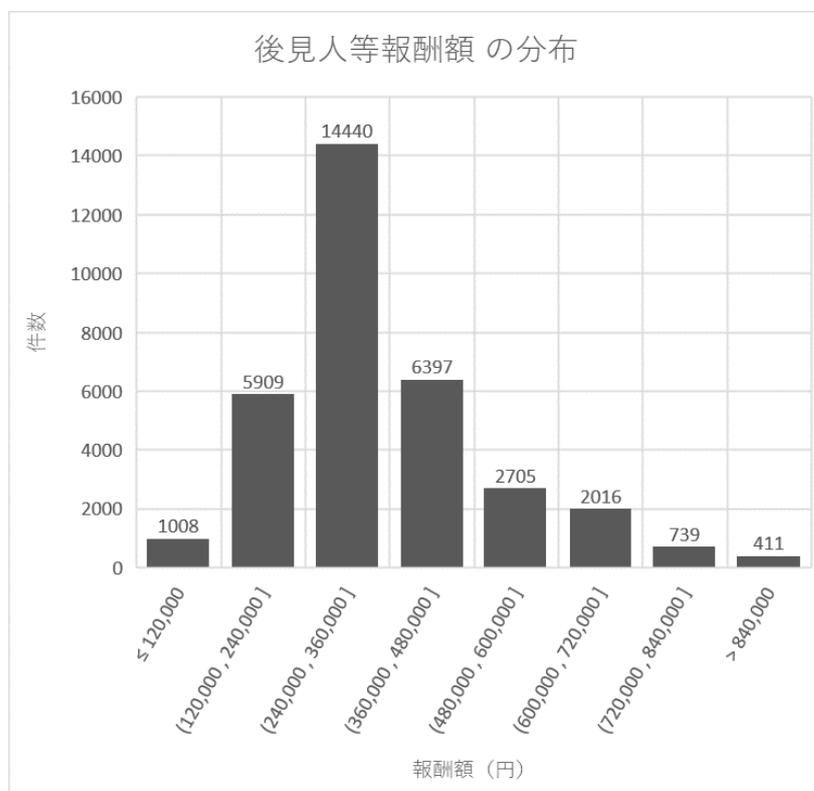
報酬額が120,000円（月額10,000円）未満の件数も388件あり、1.15%の割合である。報酬額について120,000円ごとに区切った分布を示したものが図1である。

報酬付与の審判申立に際して、付加報酬の申立てはしないことの方が多い。また、付加報酬の申立てをした場合においては、その付加報酬額は事務に応じて裁判所が裁量で金額を定めるため一様ではなく、付加報酬の申立てがない事件と比べると、報酬額が頻度の高い数字となることは考えにくい。よって、頻度の高い金額は付加報酬を申し立てていない一定の基準額を示し、報酬額の目安の一つとなると考える。付加報酬の申立ての有無についての割合は、最高裁資料を参照されたい。

表2 頻度上位5位までの報酬額

頻度順位	報酬額	件数	全体に占める割合	上位からの占有率合計
1	264,000円	4,971	14.78%	14.78%
2	252,000円	2,146	6.38%	21.17%
3	396,000円	2,045	6.08%	27.25%
4	240,000円	854	2.54%	29.79%
5	244,000円	815	2.42%	32.21%

図1



(3) 類型別の報酬額についての分析

類型別の後見人等就任割合は表3のとおり後見 23,541 件 (70.01%)、保佐 7,795 件 (23.18%)、補助 2,289 件 (6.81%) であった。

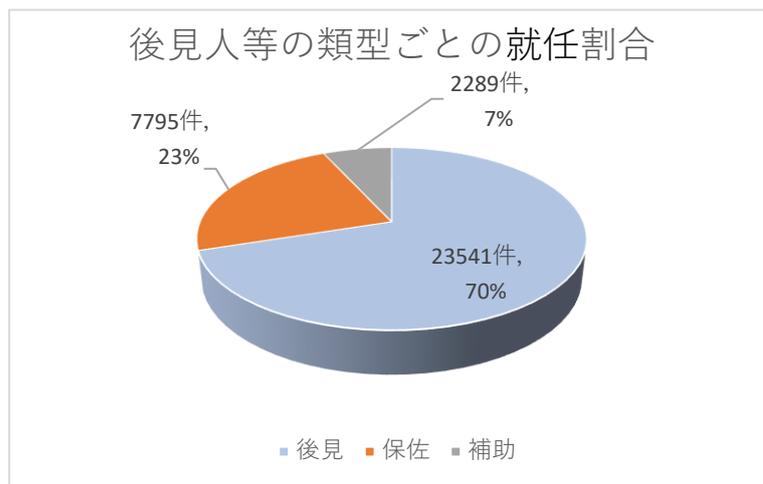
それぞれの類型別に統計を取った結果は表3記載のとおりである。

類型別の報酬額に有意な差は見られなかった。図2では類型ごとの割合を円グラフにしている。

表3 類型ごとの後見人等就任数/割合

類型	件数	類型ごとの割合
後見	23,541	70.01%
保佐	7,795	23.18%
補助	2,289	6.81%
合計	33,625	100%

図2



類型ごとの報酬額について、単純平均、上下2.5%の刈込平均を割り出したものが表4である。

表4 類型ごとの平均報酬額比較

後見	保佐	補助
単純平均	単純平均	単純平均
343,411 円	341,227 円	352,165 円
上下 2.5%刈込平均	上下 2.5%刈込平均	上下 2.5%刈込平均
333,117 円	331,462 円	340,656 円

(4) 地域ごとの報酬額の平均

高等裁判所管轄で区分した当法人支部に所属する会員が就任する後見人等の報酬額の平均は表5記載のとおりである。表6に高等裁判所管轄と管内の家庭裁判所、当法人の支部を並べた。

なお、会員は支部外の地域を管轄する家庭裁判所の事件を受任することもあるため、高等裁判所ごとの平均が当該支部の地域を管轄する家庭裁判所における報酬受領額の平均とは必ずしもいえるものではないが、高等裁判所の管轄を越えるほど遠方の地域の案件を受任するケースはごく少数である。

表5 高等裁判所管轄で区分した後見人等報酬額平均

高等裁判所管轄	件数	平均受領報酬額
札幌	426	294,262 円
仙台	1,443	311,985 円
東京	13,306	371,960 円
名古屋	2,133	292,535 円
大阪	9,358	364,203 円
広島	1,896	339,963 円
高松	1,491	270,690 円
福岡	3,572	264,560 円

表6 高等裁判所が管轄する家庭裁判所と対応する当法人支部

裁判所の管轄区域及び当法人支部設置区域一覧						
高等裁判所	家庭裁判所	当法人支部	高等裁判所	家庭裁判所	当法人支部	
札幌高等裁判所	札幌家庭裁判所	札幌支部	大阪高等裁判所	天津家庭裁判所	滋賀支部	
	函館家庭裁判所	函館支部		京都家庭裁判所	京都支部	
	旭川家庭裁判所	旭川支部		大阪家庭裁判所	大阪支部	
仙台高等裁判所	釧路家庭裁判所	釧路支部	広島高等裁判所	神戸家庭裁判所	兵庫支部	
	青森家庭裁判所	青森支部		奈良家庭裁判所	奈良支部	
	盛岡家庭裁判所	岩手支部		和歌山家庭裁判所	和歌山支部	
	仙台家庭裁判所	宮城支部		鳥取家庭裁判所	鳥取支部	
	秋田家庭裁判所	秋田支部		松江家庭裁判所	しまね支部	
東京高等裁判所	山形家庭裁判所	山形支部	高松高等裁判所	岡山家庭裁判所	岡山県支部	
	福島家庭裁判所	ふくしま支部		広島家庭裁判所	広島県支部	
	水戸家庭裁判所	茨城支部		山口家庭裁判所	山口支部	
	宇都宮家庭裁判所	とちぎ支部		徳島家庭裁判所	徳島支部	
	前橋家庭裁判所	群馬支部		高松家庭裁判所	香川県支部	
	さいたま家庭裁判所	埼玉支部		松山家庭裁判所	えひめ支部	
	千葉家庭裁判所	千葉県支部		高知家庭裁判所	高知支部	
	東京家庭裁判所	東京支部		福岡高等裁判所	福岡家庭裁判所	福岡支部
	横浜家庭裁判所	神奈川県支部		佐賀家庭裁判所	佐賀支部	
	新潟家庭裁判所	新潟県支部		長崎家庭裁判所	長崎支部	
名古屋高等裁判所	甲府家庭裁判所	山梨支部	福岡高等裁判所	熊本家庭裁判所	熊本支部	
	長野家庭裁判所	ながの支部		大分家庭裁判所	大分支部	
	静岡家庭裁判所	静岡支部		宮崎家庭裁判所	宮崎県支部	
	富山家庭裁判所	富山県支部		鹿児島家庭裁判所	鹿児島支部	
	金沢家庭裁判所	石川県支部		那覇家庭裁判所	沖縄支部	
	福井家庭裁判所	福井県支部				
	岐阜家庭裁判所	岐阜県支部				
	名古屋家庭裁判所	愛知支部				
	津家庭裁判所	三重支部				

(5) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業において、多くの自治体で基準的金額とされている施設入所者の報酬助成基準額月額18,000円未満の報酬を受領している件数は4,910件、割合は14.6%である。報酬額が月額10,000円に消費税を加えた11,000円×12か月=132,000円以下の件数は1,971件、割合は5.85%であった。

これら2つの件数を全国の50支部ごとに集計し、216,000円未満の全件数に占める割合の高いものから順に並べたものが表7である。最大で62.34%、50%を超えている支部が6支部あった。216,000円未満の報酬額の割合が高いほど、それ以下の報酬額の割合も高い傾向にある。図3では、月額216,000円未満の報酬額を受領している割合の支部ごとの分布を示した。最高裁資料によると、流動資産額500,000円以下であっても、平均報酬額は220,000円程度との集計結果であるが、実際にはさらに低額の報酬額となっているケースも多い。

図3

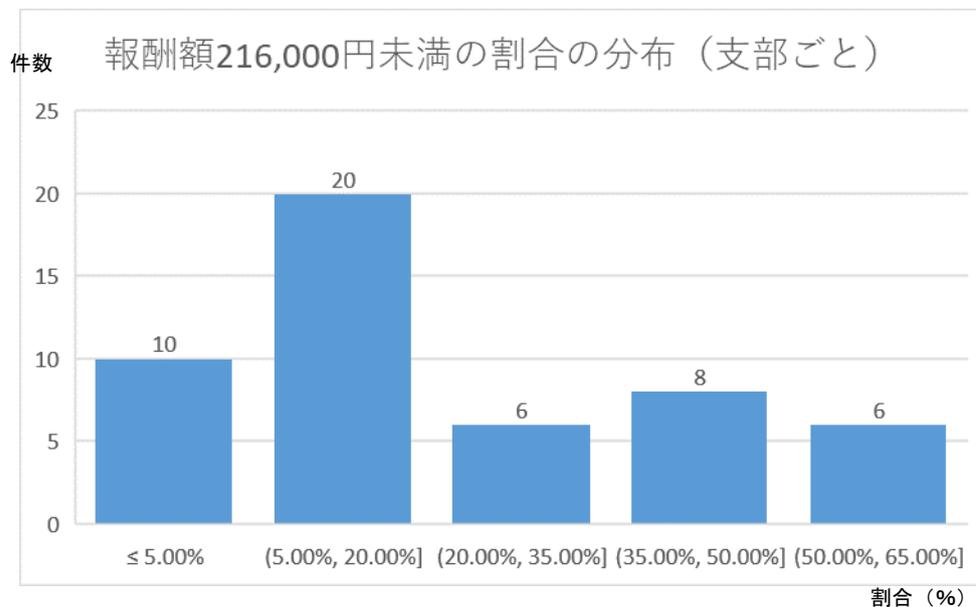


表7 216,000円未満、132,000円以下の集計表

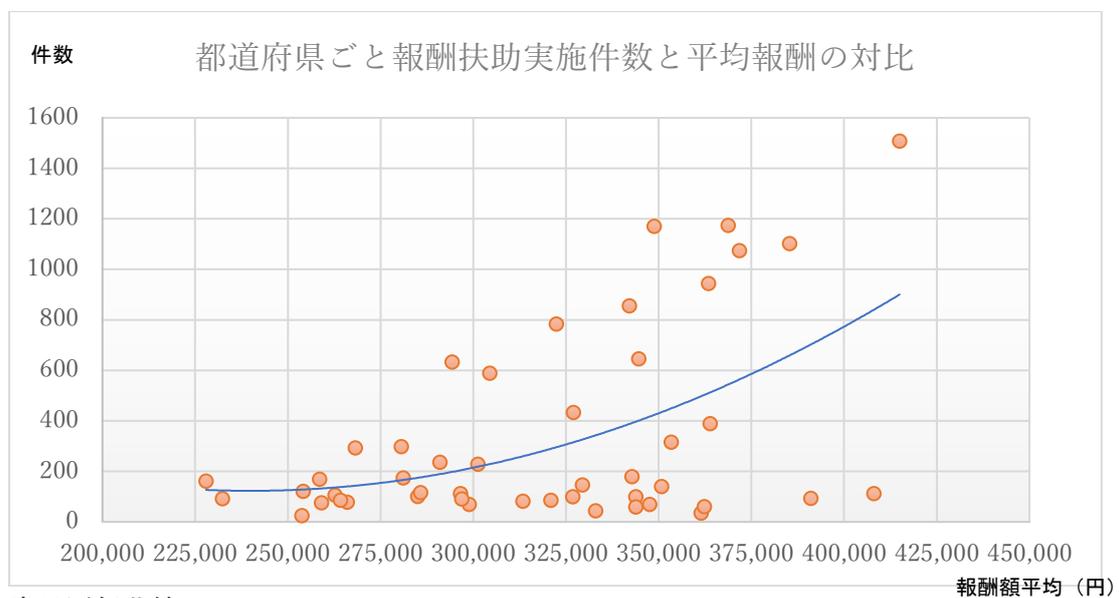
※1の順位	全件数	報酬額216,000円未満 の件数	全件数に占める割合 ※1	報酬額132,000円以下 の件数	全件数に占める割合
1	640	399	62.34%	206	32.19%
2	216	124	57.41%	55	25.46%
3	364	208	57.14%	92	25.27%
4	508	288	56.69%	130	25.59%
5	137	72	52.55%	36	26.28%
6	1149	590	51.35%	37	3.22%
7	134	64	47.76%	22	16.42%
8	172	81	47.09%	36	20.93%
9	366	168	45.90%	48	13.11%
10	313	143	45.69%	65	20.77%
11	729	316	43.35%	246	33.74%
12	253	101	39.92%	56	22.13%
13	321	127	39.56%	94	29.28%
14	470	184	39.15%	162	34.47%
15	143	48	33.57%	1	0.70%
16	6	2	33.33%	0	0.00%
17	755	207	27.42%	87	11.52%
18	145	36	24.83%	6	4.14%
19	472	117	24.79%	89	18.86%
20	260	53	20.38%	37	14.23%
21	1540	288	18.70%	22	1.43%
22	326	45	13.80%	5	1.53%
23	423	56	13.24%	13	3.07%
24	216	28	12.96%	22	10.19%
25	1247	154	12.35%	31	2.49%
26	853	102	11.96%	18	2.11%
27	231	26	11.26%	20	8.66%
28	326	34	10.43%	19	5.83%
29	428	44	10.28%	5	1.17%
30	296	29	9.80%	10	3.38%
31	64	6	9.38%	2	3.13%
32	730	67	9.18%	43	5.89%
33	278	24	8.63%	8	2.88%
34	1019	75	7.36%	32	3.14%
35	154	11	7.14%	8	5.19%
36	245	17	6.94%	7	2.86%
37	270	16	5.93%	6	2.22%
38	180	10	5.56%	1	0.56%
39	2569	133	5.18%	22	0.86%
40	697	36	5.16%	20	2.87%
41	183	9	4.92%	6	3.28%
42	154	6	3.90%	3	1.95%
43	26	1	3.85%	1	3.85%
44	4163	139	3.34%	72	1.73%
45	1360	40	2.94%	4	0.29%
46	786	23	2.93%	3	0.38%
47	1976	50	2.53%	15	0.76%
48	5216	113	2.17%	48	0.92%
49	111	0	0.00%	0	0.00%
50	5	0	0.00%	0	0.00%
合計	33625	4910	14.60%	1971	5.86%
		塗りつぶしのセルは10%以上のもの			

(6) 報酬助成実施件数と、平均報酬の対比

報酬助成の実施件数と、平均報酬額を都道府県別に対比したところ、図4のとおり相関関係が見られた。報酬の受領額が低くなる原因としては、成年後見制度利用支援事業による助成の件数が足りていないことが原因の一つであろう。

本人の財産がなく、成年後見制度利用支援事業も利用できないといった、報酬の受領が見込めない案件では、報酬付与の審判申立の際、その地域での最低額となるであろう報酬をさらに下回る、実際に受領可能な金額で審判を付すよう、後見人等があらかじめ上申することがある点、付言しておく。

図4



青は近似曲線。

報酬扶助実施件数については、厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 老健局認知症施策・地域介護推進課『令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果』Ⅲ. 都道府県別の状況等8. 報酬の助成件数（高齢者関係）（令和2年度実績）、9. 自治体における申立費用及び報酬に関する助成制度の実施状況（障害者関係）（令和3年4月1日時点）の報酬助成の件数を合計した。

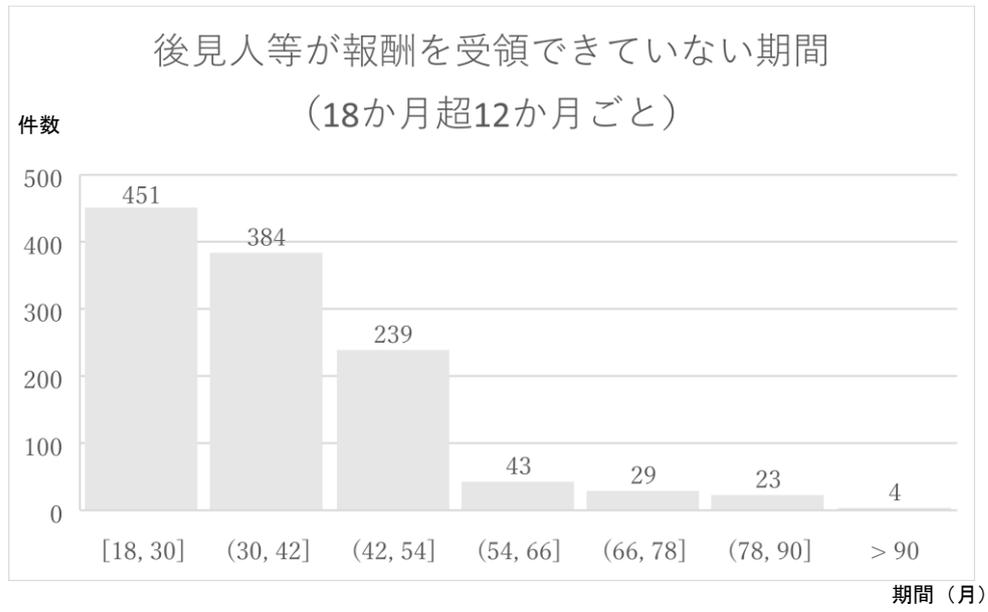
表8は、令和4年3月末の受託件数と、令和5年4月6日時点で、1年6か月以上報酬を受領していない件数を表にしたものである。何らかの事情とは、報酬付与の審判があっても本人の財産がなく報酬を受領できない、財産が少額のためそもそも報酬申立てをしない、本人が支払いに応じないなどである。

表 8 報酬を一定期間以上受領していない事件数

支部名	R4 3月末総受託件数	R5.4月時点で1年6か月報酬受領のない事件の数	割合	支部名	R4 3月末総受託件数	R5.4月時点で1年6か月報酬受領のない事件の数	割合
札幌支部	638	20	3.13%	石川県支部	671	22	3.28%
函館支部	66	1	1.52%	富山県支部	356	10	2.81%
旭川支部	199	4	2.01%	大阪支部	6,368	404	6.34%
釧路支部	31	0	0.00%	京都支部	2,405	80	3.33%
宮城支部	605	10	1.65%	兵庫支部	3,725	155	4.16%
ふくしま支部	491	5	1.02%	奈良支部	456	29	6.36%
山形支部	316	14	4.43%	滋賀支部	906	13	1.43%
岩手支部	343	18	5.25%	和歌山支部	323	20	6.19%
秋田支部	264	3	1.14%	広島県支部	1,333	32	2.40%
青森支部	89	5	5.62%	山口支部	258	4	1.55%
東京支部	8,188	446	5.45%	岡山県支部	1,091	25	2.29%
神奈川県支部	2,846	94	3.30%	鳥取支部	244	3	1.23%
埼玉支部	1,672	85	5.08%	しまね支部	6	0	0.00%
千葉県支部	1,835	57	3.11%	香川県支部	509	4	0.79%
茨城支部	415	17	4.10%	徳島支部	496	7	1.41%
とちぎ支部	482	24	4.98%	高知支部	521	4	0.77%
群馬支部	645	10	1.55%	えひめ支部	876	35	4.00%
静岡支部	1,862	74	3.97%	福岡支部	1,935	12	0.62%
山梨支部	275	3	1.09%	佐賀支部	305	2	0.66%
ながの支部	659	19	2.88%	長崎支部	316	6	1.90%
新潟県支部	1,124	14	1.25%	大分支部	170	2	1.18%
愛知支部	1,378	54	3.92%	熊本支部	853	9	1.06%
三重支部	567	12	2.12%	鹿児島支部	997	23	2.31%
岐阜県支部	458	11	2.40%	宮崎県支部	445	14	3.15%
福井県支部	180	1	0.56%	沖縄支部	336	7	2.08%
				全 国	51,529	1,923	3.73%
報酬は早期終了事件を除き、新規就任から1年程度経過後に申立てるため、令和4年3月末時点での受託件数を母数とした。							

図5において1年6か月を超えて報酬を受領できていない期間が判明しているものについて、報酬を受領できていない期間を表にまとめた。報酬の無受領は当該事件の性質によることが多く、よって、単年度とは限らず報酬を受領できない期間が長期にわたり継続することがある点に注目されたい。

図5



4. 監督人についての報酬額の分析編

(1) 監督人における報酬額の平均

後見人等同様の条件に適合する監督人の報酬報告 2,736 件のデータについて、全国平均(単純平均)は 223,833 円(小数点未満四捨五入、以下同様。)である。上下 2.5% (合計 5%) の刈込平均は 220,881 円である(表 9)

表 9 監督人報酬額平均

単純平均
223,833 円
上下 2.5% 刈込平均
220,881 円

(2) 監督人の報酬額の最頻値等

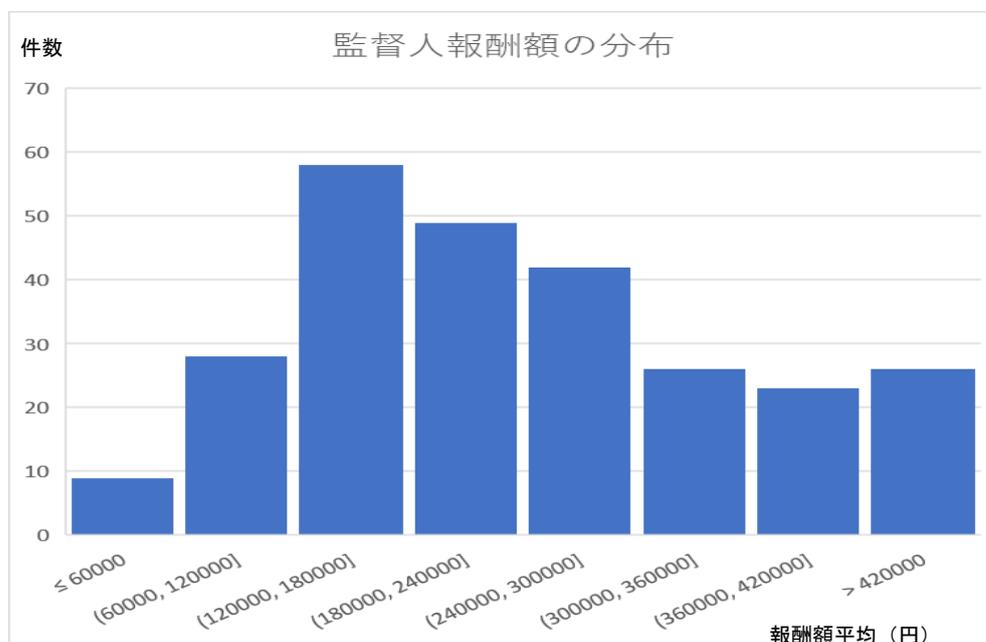
監督人の報酬額の最頻値は 198,000 円、割合は 11.66%であった。頻度上位 5 位までの金額と、上位から占める割合合計は表 10 のとおりである。最低額から最頻値までの報酬で 55.56%を占め、中央値も 198,000 円であった。

120,000 円、132,000 円を合わせると 231 件、8.44%の割合である。200,000 円未満で全体の 55.67%である。(表 10)

表 10 監督人の報酬頻度順位と割合

頻度順位	報酬額	件数	割合	上位から占める割合合計
1	198,000 円	319	11.66%	11.66%
2	189,000 円	221	8.08%	19.74%
3	330,000 円	185	6.76%	26.50%
4	264,000 円	174	6.36%	32.86%
5	126,000 円	172	6.29%	39.14%

図 4 監督人報酬額を、60,000 円ごとに区切った分布



(3) 類型別の監督人報酬額についての分析

類型別の監督人就任割合は表 11 のとおり後見監督人 1,657 件(60.56%)、保佐監督人 880 件(32.16%)、補助監督人 199 件(7.27%)であった。それぞれの類型別に平均を算出した結果は表 12 記載のとおりである。後見人等の報酬同様、類型別の報酬に有意な差は見られなかったが、補助類型がやや高額となっているのは後見人等と同様である。図 6 では類型ごとの割合を円グラフにしている。

表 11 類型ごとの監督人就任数/割合

類型	件数	割合
後見監督人	1,657	60.56%
保佐監督人	880	32.16%
補助監督人	199	7.27%
合計	2,736	100.00%

図 6

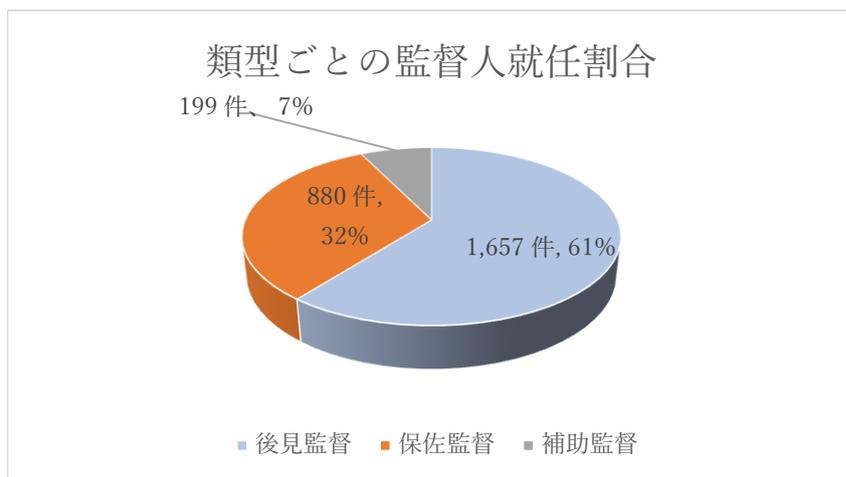


表 12 類型ごとの平均報酬額比較

後見監督人	保佐監督人	補助監督人
単純平均	単純平均	単純平均
229,098 円	216,968 円	210,357 円
上下 2.5% 刈込平均	上下 2.5% 刈込平均	上下 2.5% 刈込平均
225,965 円	214,055 円	209,183 円

(4) 地域ごとの監督人報酬額の平均

高等裁判所管轄内で区分した当法人支部に所属する会員が就任する監督人が受領した報酬額の平均は表 13 のとおりである。会員が支部外の地域を管轄する家庭裁判所の事件を受任することがあるのは後見人等と同様であるが、監督人は家庭裁判所から当法人に推薦依頼があつて就任することがほとんどであるため、高等裁判所の管轄を越えるほど遠方の地域の案件を受任するケースは一般的には想定できない。

表 13 高等裁判所管轄ごとの監督人報酬額平均

高等裁判所	件数	平均
札幌	67	143,068 円
仙台	79	194,433 円
東京	1,491	229,538 円
名古屋	229	179,555 円
大阪	571	250,568 円
広島	77	251,234 円
高松	60	178,867 円
福岡	162	191,061 円
全国	2,736	223,833 円

(5) 監督人報酬を受領していない件数と割合

後見人等同様、監督人も何等かの理由があつて 1 年 6 か月以上報酬を受領していない件数を抽出した結果は、表 14 のとおり。監督人においても 3%程度報酬を受領できていない。

表 14 監督人報酬を受領していない件数、割合

令和 4 年 3 月末日時点総就任件数と、令和 5 年 4 月時点での無報酬の件数、割合			
類型	就任件数	1 年 6 か月間報酬を受領していない件数	割合
後見監督人	2,666	72	2.70%
保佐監督人	1,233	41	3.33%
補助監督人	285	12	4.21%
合計	4,184	125	2.99%

5. まとめと考察

(1) 全国レベルでの報酬額の平均について

後見人等、監督人ともに、類型ごとに受領した報酬額平均に大きな差はなかった。後見人等の報酬額のボリュームゾーンは200,000円台半ばである。600,000円を超えるような高額な報酬は少ない。最頻値はじめ、頻度の高い報酬額は200,000円台が多くを占めている。報酬額の予測可能性の1資料となると考える。

(2) 地域差について

後見人等の報酬額も、監督人の報酬額も地域ごとにばらつきが見られた。これには物価、所得、保有資産額等が地域により異なるなど、様々な要因があろう。また、今回の調査からは、報酬助成の件数が少ない地域が平均して報酬額が低い傾向が見られた

(3) 無報酬事案について

後見人等、監督人ともに一定の無報酬案件が見られ、一部は5年以上など相当期間長期にわたり報酬を受領できていない。他の専門職も程度の差はあれ、一定の割合で無報酬案件を受任していること、ケースによっては未受領期間が相当程度長期にわたっていることが伺える。

(4) 成年後見制度の利用の促進に向けて

今回、5万件を超える会員の受領報酬額について全国的調査を行った。その中で浮き彫りとなるのは無報酬案件の数、定額報酬案件の数であろう。報酬が望めない案件の裏には、報酬がネックとなって成年後見制度の利用にすら結びついていない、多くの潜在的利用者がいることが伺える。

報酬の支払いに困難がある案件は、中核機関は受任者調整がしにくい、裁判所は専門職団体から後見人候補者の推薦を受けにくい、しかし裁判所としては申立てが相当であれば後見等開始の審判をし、後見人等を選任しなければならない、専門職団体は家庭裁判所から後見人等候補者推薦の依頼を受けた際、候補者の推薦に苦慮し、あるいは無報酬で善管注意義務等重い責任を負う後見人等の立場になることになるなど、様々な場面で困難を生じることとなる。

適切な報酬助成の実施こそが成年後見制度の利用促進につながる事が改めて認識できる調査結果となった。もちろん、報酬助成の実施には、成年後見制度利用支援事業にかかる要綱策定や扶助実施のためのマンパワー、予算、実態把握の困難さなど様々な要因があろう。我々専門職団体は、中核機関において協議会等の委員を推薦するだけでなく、現場で後見人等として活動し、団体として地域特性に応じた活動を行っている。要綱の作成、実態把握等、報酬助成の拡充のために専門職を活用いただくことも、適切な報酬扶助の一助となることであろう。

なお、本調査において示した平均額等、中央値、最頻値等の数字が、報酬の予測可能性に少しでも役立つとするならば、チーム員一同望外の喜びである。

最後に、当法人においても公益活動の一環として、当法人が委託者となり「公益信託 成年後見助成基金」を設けている。この基金は、成年後見制度利用のための費用負担が困難な方々の後見人等の報酬助成に充てられるもので、司法書士に限らず、弁護士・社会福祉士等第三者後見人も助成の対象となるものであるので、ご紹介させていただく。